

令和2年5月8日

東京司法書士会事務局の業務時間短縮の延長について

東京司法書士会

国の新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び東京都知事による外出自粛等の要請を受け、東京司法書士会事務局の業務時間を短縮しておりますが、5月4日の緊急事態宣言延長の発令を受け、この措置を5月29日（金）まで延長させていただきます。

御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、本内容は、今後の状況に応じて、随時、期間及び内容の見直しを行います。

記

【受付時間】

- ・期間：令和2年5月11（月）から5月29日（金）まで
- ・受付時間：午後1時から午後4時まで

※現在、一般市民の方の司法書士会館の入館はお控えいただいております。